

共同親権議論 法制審部会「たたき台」

急迫時は「単独行使」案も

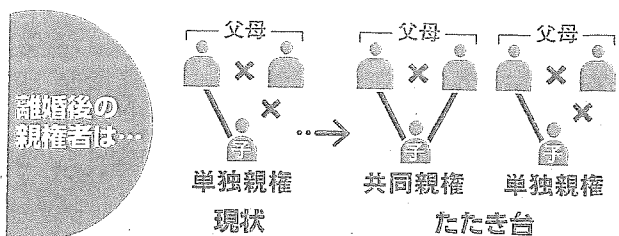
離婚後の子の養育について議論している法制審部会（法相の諮問機関）の部会で29日、要綱案のとりまとめに向けた「たたき台」が示された。導入を検討している「共同親権」について、父母双方が親権を持った場合でも、家庭内暴力や虐待など「急迫の事情」があれば、例外的に単独での親権行使を認める案などが盛り込まれた。部会は今後、たたき台の是非や修正すべき点を議論する。

（久保田一造）

現行の民法では、婚姻中は父母双方が親権を持ち、離婚後はどちらか一方に決める必要がある。部会は2021年3月から、別れた後も父母双方が親権を持つ共同親権などを議論してきた。家庭内暴力や虐待の被害が続くとする懸念などから、従来の「単独親権」の維持を求める声も根強く、昨年11月の中間試案

では、共同親権の導入と単独親権の維持を併記。今年4月、共同親権を導入する方向で検討する方針を確認した。たたき台は、共同親権を導入した場合に親権者をどう定めるかについて、協議離婚の場合は父母間の協議で、共同親権とするか、一方だけが親権を持つかを決め、裁判上の離婚の場合は、家庭裁判所が定めるとした。

法制審部会で示された「たたき台」のポイント



共同親権を導入した場合の親権者の定め方は…

- 協議離婚の場合、父母間の協議で定める
裁判離婚の場合、裁判所が定める
子の利益のため、家裁は請求に基づき、親権を変更できる

父母双方が親権者となった場合の親権の行使は…

- 原則、父母が共同して親権を行使
子の日常的な行為については、一方の親だけで行使できる
一方の親が親権を行使できない時や「急迫の事情」がある時は、一方の親だけで行使できる

父母間で離婚することには争いが無いのに、親権者を決められない場合も想定される。そうした場合に備え、離婚の手続きと切り離し、親権者だけを家裁で定められる案も盛り込んだ。

家庭内暴力などで父母間に「支配・被支配」の関係が生まれ、協議で立場の弱い側が不本意な合意をしてしまうことも考慮。家裁が請求に基づき、協議の経過や適正さを踏まえ、親権者を変更できるようにするとしていた。

たたき台は、親権の行使についても言及。共同親権の場合には、父母が共同して親権を行使するのが原則として、一方の親が親権を行使できない時や家庭内暴力や虐待など差し迫った事情がある時は、子どもの居場所などを一方の親だけで決められることとした。

親権は一般に、未成年の子の身の回りの世話や教育をする「身上監護権」と、契約行為の代理などを含む「財産管理権」があるとされる。たたき台は、身上監護権のうち日常的なことから、親権があっても一方の親だけで行使できるとした。

特定の事項に関する親権の行使について父母の意見が一致しない場合、どちらかが請求すれば、家裁が、父母の一方が単独で親権を行使することを定められるとした。

たたき台は、共同親権のほか、養育費や親子の面会交流をめぐるルールの見直し案も提示した。

21年の厚生労働省の調査によると、離婚世帯のうち、もう一方の親から養育費を受けている割合は母子世帯で28・1%、父子世帯で8・7%。養育費を公正証書で取り決めていないと、不払いの際に差し押さえが難しいことなどが背景にある。

そこで、養育費の支払について「覚書」「離婚協議書」といった私的な合意文書があるなど一定の条件を満たせば、差し押さえできるようにする案を盛り込んだ。養育費の分担について決められずに離婚した場合、空白期間を生じさせないため、一定の期間、相手に請求できる「法定養育費」の導入も提案した。

調停や審判で面会交流の可否を争っている際、家裁が当事者に対し、結論が出る前の段階で面会交流の試行を促せるようにすることも明記した。ただ、家庭内暴力や虐待などを想定し「子の心身の状態に照らして相当でない」と認める事情がない場合」に限るとした。

この日は、中間試案へのパブリックコメントで

寄せられた意見の概要も示された。当事者団体や支援団体など90団体と、離婚や別居を経験した親ら個人から、共同親権導入への賛否を含め、8千

件を超える意見が寄せられた。法務省の担当者によると、法制審の試案に関するパブリックコメントの中でも「かなり多い」という。